

消 防 危 第 352 号
令和 6 年 12 月 11 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用について

「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成 23 年 12 月 27 日付け消防危第 303 号。以下「303 号通知」という。）第 1 中 2(3)の耐火性収納箱（以下、単に「耐火性収納箱」という。）を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 運用の適用に関する事項

1 本通知第 2 により建築物の一部に一般取扱所を設けるときは、次の(1)及び(2)によること。

- (1) 本通知による運用は、その一部に一般取扱所を設けようとする建築物が、消防法（昭和 24 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（法第 17 条の 2 の 5 第 1 項前段又は第 17 条の 3 第 1 項前段に規定する場合には、それぞれ第 17 条の 2 の 5 第 1 項後段又は第 17 条の 3 第 1 項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準。以下「設備等技術基準」という。）により、消防用設備等が設置され、及び維持されているものである場合を前提として適用すること。

(2) 消防用設備等の取扱いについては、次のア及びイによること。

ア 一般取扱所の用に供する部分に設ける消防用設備等については、法第 10 条第 4 項に基づくものとして取り扱うこと。また、消防用設備等の点検については、法第 14 条の 3 の 2 に基づくものとして取り扱うこと。

イ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設ける消防用設備等については、法第 17 条の規定に基づくものとして取り扱うこと。また、消防用設備等の点検については、法第 17 条の 3 の 3 に基づくものとして取り扱うこと。

2 本通知による危険物の取扱いは、専ら荷さばきのために行う次に掲げる作業（以下「荷さばき作業」という。）によるものであること。

(1) 耐火性収納箱にリチウムイオン蓄電池（以下「蓄電池」という。）を収納する作業

(2) 耐火性収納箱から蓄電池を取り出す作業

(3) (1)又は(2)の作業に伴い、蓄電池（耐火性収納箱に完全に収納されたものを除く。）を荷さばき作業のために一時的に存置（以下「仮置き」という。）し、又は仕分ける作業

(4) その他(1)から(3)までに類する作業

3 本通知の荷さばき作業により取り扱う危険物の数量は、仮置きする蓄電池の瞬間最大停滞量をもって算定すること。

第2 建築物の一部において専ら危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業を行う一般取扱所に関する事項

蓄電池の荷さばき作業により危険物を取り扱う一般取扱所のうち、次を満たすものについては、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 23 条を適用し、政令第 19 条第 1 項において準用する政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号から第 9 号まで、第 11 号、第 12 号、第 17 号及び第 19 号並びに第 20 条の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

1 一般取扱所の用に供する部分が存する建築物は、次を満たすこと。

(1) 壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

(2) 見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池を貯蔵し、又は取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。

2 一般取扱所の用に供する部分は、次によること。

(1) 建築物の 1 階に設置すること。

(2) 一般取扱所の用に供する部分は、その範囲を明確に示すこと。

(3) 周囲に 3 m 以上の幅の空地を保有すること。ただし、一般取扱所の用に供する部分から 3 m 未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防

火設備が設けられているものに限る。) 以外の開口部を有しないものに限る。) 及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該部分から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(4) 蓄電池を仮置きする場所（以下「仮置き場所」という。）は、次によること。

ア 303 号通知第 1 中 1 (1) から (3) までのいずれかに該当するものであり、かつ、その充電率が 60 パーセント以下である蓄電池を仮置きする場合は、次によること。

(ア) 一の仮置き場所の蓄電池に用いられる危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

(イ) 仮置き場所を明確に示すこと。

(ウ) 周囲に 3 m 以上の幅の空地を保有すること。

(エ) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m（充電率 30 パーセント以下のもののみを取り扱う場合は 6 m）以下とすること。

(オ) 蓄電池の上端から建築物の天井までの高さは、2 m 以上とすること。

イ ア以外の蓄電池を仮置きする場合は、ア(イ)、(ウ)及び(オ)の例によるほか、次によること。

(ア) 一の仮置き場所の蓄電池に用いられる危険物の数量の総和は、指定数量の 5 分の 1 未満とすること。

(イ) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m 以下とすること。

(5) 設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。

(6) 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 32 条の 10、第 32 条の 11 及び第 34 条第 2 項第 1 号の例により、第 4 種及び第 5 種の消火設備をそれぞれ設けること。

(7) 蓄電池又は蓄電池の包装材若しくは梱包材以外の可燃物を置かないこと。

第 3 独立した建築物において危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業を行う一般取扱所に関する事項

蓄電池の荷さばき作業により危険物を取り扱う一般取扱所のうち、第 2 中 1 (2)、2 (6) 及び (7) の例によるほか、次を満たすものについては、政令第 23 条を適用し、政令第 19 条第 1 項において準用する政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号から第 12 号まで、第 17 号及び第 19 号並びに第 20 条の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

1 危険物を取り扱う建築物は、次によること。

(1) 独立した専用の建築物とすること。

(2) 平屋建とすること。

(3) 柱、床、はり及び屋根を不燃材料で造るとともに、壁を設けないこと。

(4) 延べ面積は、1,000 m² 未満とすること。

(5) 周囲に 3 m 以上の幅の空地を保有すること。

2 仮置き場所は、次によること。

- (1) 一の仮置き場所の蓄電池に用いられる危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。
- (2) 仮置き場所を明確に示すこと。
- (3) 周囲に 3 m以上の幅の空地を保有すること。
- (4) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m（充電率 30 パーセント以下のもののみを取り扱う場合は 6 m）以下とすること。
- (5) 蓄電池の上端から建築物の天井までの高さは、2 m以上とすること。

第4 その他の事項

- (1) 本通知は、第2及び第3に掲げる一般取扱所以外の危険物施設における荷さばき作業による危険物の取扱い行為について、消防法令上の取扱いを変更するものではないこと。
- (2) 第2中2(4)イは、303号通知第1中2(3)ア及びイの条件を満たす蓄電池を仮置きする場合を含むこと。
- (3) 既に政令第23条の規定を適用されている一般取扱所については、本通知にかかわらず、引き続き政令第23条の規定を適用することとして差し支えないこと。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：三宅、渥美、小澤、宇野
Tel：03-5253-7524
Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp